

山梨県福祉サービス向上等支援事業費補助金交付要綱
(福祉施設経営指導事業費補助金)

(目的)

第1条 知事は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行う福祉サービスの向上等を目的とした事業に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「福祉サービス向上等支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 山梨県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱(平成17年4月1日福保総第1537号)に基づき実施する福祉サービス評価推進機構設置事業
- (2) 山梨県福祉施設経営指導事業実施要綱(平成17年4月1日福保総第1538号)に基づき実施する福祉施設経営指導事業

(補助金の額)

第3条 この補助金は、別表の1事業区分欄に掲げられた事業毎に2基準額欄に掲げる額と3対象経費欄に掲げる経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 県社協は、補助金の交付を受けようとするときは補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条に規定する交付の条件は次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる事業相互間の経費の流用は行うことはできない。
- (2) 交付決定後に補助事業に変更が生じた場合は、変更承認申請書(様式第2

号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる程度の軽微な変更は除く。

ア 各事業区分内の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助事業の遂行過程で生じた事情変更等による事業内容の変更で、その内容が軽微であり、再度承認を得る必要がないと客観的に認められるものであって補助金の額の増額を伴わないもの

(概算払)

第7条 知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 県社協は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 県社協は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 補助金精算書

(2) 事業実績報告書

(3) 収支決算書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、事業完了の日から1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第6条第2号に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、県社協に通知する。

(補助金の経理等)

第10条 補助金の交付を受けた県社協は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年1月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別 表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
福祉サービス評価推進機構設置事業費	知事が必要と認める額	<p>福祉サービス評価推進機構設置事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）</p>
福祉施設経営指導事業費	知事が必要と認める額	<p>福祉施設経営指導事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）</p>